

## 我孫子市文化財保存活用地域計画について

R2. 11. 10

文化・スポーツ課

## ○文化財保存活用地域計画とは

文化財保存活用地域計画（以下地域計画）は文化財保護法に基づき、次世代に文化財を継承するための目標や具体的な取組を記載し、継続性・一貫性を持って文化財の保存・活用を進めるための基本的な計画である。

## ○文化財保存活用地域計画をつくる意義

地域計画は自治体自らが、所管する域内の文化財の現状を把握し、課題を整理して、自治体の特徴を活かした保存活用プランを策定できる。

この計画に位置づけることにより、地方創生推進交付金等を活用して、事業を進めることが可能となる。

## ○我孫子市文化財保存活用地域計画の特徴

地域計画は、我孫子市の地域的特性を活かした以下の特徴がある。

## (1) 「我孫子遺産」の設定

市内各所に所在する文化財は、国指定の重要文化財や国宝とは違った意味で、地域の住民によって守られ、現在まで受け継がれてきた。地域計画ではこれらを「我孫子遺産」と位置づけ、地域のたからとして保存・活用をはかっていく。

## (2) 「ものがたり」の設定

市内各地に点在する「我孫子遺産」はその特徴ごとにまとめることができる。特徴ごとにまとめた我孫子遺産を「ものがたり」を設定し、相互に補完しながら保存・活用をはかる。本計画では4つの「ものがたり」を設定した。

- 1) 水のものがたり～①水のもたらす豊かな恵み、②洪水との闘い
- 2) まちのものがたり～①古代のまち「相馬郡衙」、②江戸時代のまち「我孫子宿」と「布佐湊」、③大正時代のまち「文化人の集う別荘地」
- 3) みちのものがたり～①ヒト・モノ・情報をむすぶ「みち」、②心を結ぶ「みち」
- 4) 伝承のものがたり～①平将門伝承、②塚と手賀沼の伝承

## ○我孫子遺産の保存・活用に関する方針

地域計画は、我孫子遺産が置かれた様々な課題を克服するため、以下の基本方針を立てる

- 1) 人々が我孫子遺産に興味を持ち、身近に感じられるようハード・ソフトから整備する
- 2) 市民や民間事業者と連携し、我孫子遺産を周知・活用するイベントを実施する
- 3) 我孫子遺産を巡る防犯・防災について市民と連携する
- 4) 教育機関と連携し、学習の場として我孫子遺産を活用する

○我孫子市文化財保存地域計画の実行内容

地域計画では実際に取り組む事業の内容と年次計画を示すこととされている。なお、総合計画との整合性を図るため、実施期間は令和3年度から9年度までの7年間とする。

(1) 我孫子遺産を保存・活用する仕組みづくり

- ①調査・研究・指定への取り組み
- ②防災・防犯体制の整備
- ③地域住民との協働・連携
- ④教育現場・庁内他部署との連携

(2) 4つの「ものがたり」を活用する取り組み

・水のものがたり

- ①鳥の博物館 展示リニューアル
- ②文化財展示施設の整備
- ③旧井上家住宅の保存と活用

・まちのものがたり

- ①説明板、誘導板の設置
- ②登録文化財制度の活用促進
- ③我孫子遺産の整備

白樺文学館のリニューアル、杉村楚人冠記念館の整備、旧村川別荘の整備

・みちのものがたり

- ①説明板、誘導板の整備

・伝承のものがたり

- ①説明板、誘導板の整備

(3) 我孫子遺産と「ものがたり」を情報発信する取り組み

- ・「ちょこっトリップ」(マイクロツーリズム)の推進
- ・情報発信方法の検討
- ・関係が深い自治体や機関、メディアとの連携

○我孫子市文化財保存活用地域計画の策定状況

パブコメを9月11日に終え、文化庁に計画書を提出、計画認定会議にかけられ、12月に計画認定される予定(千葉県内では銚子市と我孫子市が第1号となる)。